

平成25年度第2回広告関連法務研修会(大阪)のご案内

第1部「消費税転嫁対策特別措置法について」

第2部「健康食品の広告・表示規制について」

今回は広告・表示に大きく関わる2つの法規制をテーマとしてセミナーを開催いたします。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けて平成25年10月1日から施行される「消費税転嫁対策特別措置法」は、「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置」や「価格の表示に関する特別措置」などにより商品や店頭、カタログや通販サイトなどにおける価格表示や安売りセールなどへの影響があり、広告・表示以外でも特定納入業者への減額、買ったときの禁止や転嫁カルテルや表示カルテルが独禁法の適用除外となるなど様々な措置が講じられます。第1部では、この特別措置法について、同法を所管する公正取引委員会、消費者庁、財務省の各担当官にご解説頂きます。

また、本年1月に消費者委員会より「『健康食品』の表示等のあり方に関する建議」が発表され、それを受けた消費者庁が2月に「食品表示対策班」を設置して健康増進法と景品表示法の両面からの監視を開始しました。7月には表示対策課内に「食品表示対策室」を新設して、健康食品の広告・表示に関する監視の強化を図っており、新たな「健康食品の広告・表示に関するガイドライン」も策定する予定となっています。第2部では、健康食品の表示について、企業としてどのような点に留意すればいいのか。消費者庁表示対策課の担当官にご解説頂きます。

ぜひご参加頂きますよう、ご案内申し上げます。

記

1. 日 時：平成25年10月11日(金) 14:00～16:45(開場13:30)

2. 場 所：電通関西支社 12階 大ホール (地図別紙)
大阪府大阪市北区堂島2-4-5

3. 演題・講師：第1部 14:00～15:15
「消費税転嫁対策特別措置法について」
公正取引委員会、消費者庁、財務省 各担当官

第2部 15:30～16:45
「健康食品の広告・表示規制について」
消費者庁 表示対策課 担当官

4. 参加費：お1人様2,000円
受講の際には1階受付で名刺を頂戴し、電通の入館証をお渡しします。
(入館証をお持ちの方も名刺はお渡しください。)
参加費は、当日会場(12階)にてお支払いください。領収書をご用意します。

5. 申し込み：別紙にご記入の上、FAXにて各主催団体へお申し込みください。
申し込み多数の場合は、定員になり次第、締め切らせていただきます。定員に達し、お受けできない場合のみご連絡いたします。

6. 主催：公益社団法人日本アドバイザーズ協会、公益社団法人大阪広告協会、
一般社団法人日本広告業協会、一般社団法人大阪アドバタイジング・エージェンシーズ協会
一般社団法人日本アド・コンテンツ制作社連盟、公益社団法人日本広告制作協会、
一般社団法人インターネット広告推進協議会、公益社団法人日本広告審査機構

7. お問い合わせ先：公益社団法人日本広告審査機構 TEL(06)6344-5964 関西事務所まで

10月11日(金)「広告関連法務研修会」参加申込書

貴社名: _____

参加者名: _____ 部署名: _____ TEL: _____

参加者名: _____ 部署名: _____ TEL: _____

参加者名: _____ 部署名: _____ TEL: _____

※JARO 未入会の方は、後日入会のご案内をさせていただくがございます。

事前に質問があればご質問をご記入ください(すべてのご質問にお答えできない場合がありますので、あらかじめご了承ください) ※事前質問は、9月20日で締め切らせていただきます。

第1部への質問

第2部への質問

会場略図



JR「大阪駅」から徒歩 11分
 JR「北新地駅」から徒歩 7分
 京阪中之島線「渡辺橋駅」から徒歩 4分
 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」から徒歩 6分

【ご注意とお願い】会場をお借りしております(株)電通 関西支社ビルへの入退館に関しましてはセキュリティの関係上、お手数ですが、以下の手順でご協力お願い申し上げます。

- 1) 1階特設受付で、「名刺」と引き換えに「ワンデー入館証」をお受け取りになり、12階ホール会場にお越し下さい。
- 2) 名刺の無い方は、手書きで結構ですので、お名前・連絡先等を名刺大の紙にご記入になったものをご持参下さい。
- 3) お帰りの際は「ワンデー入館証」を速やかに1階特設受付へご返却下さい。
- 4) 別途、電通様ご訪問の方は必ず1度、退館手続きをなさった後、独自に再入館の手続きをおとりください

※10月8日(火)に東京でも同様のテーマでの講演を開催いたします。